

風水害被害による 市税・保険料等の 減免について

だし、家財の損害で減免申請を希望する方について
は、ご相談ください。

平成29年9月の台風第18号

の災害により居住している住宅等に著しい損害を受けた納税者への税・保険料負担を軽減するため、市民税、国民健康保険税、固定資産税、介護保険料等の減免を行います。

個人市民税の減免

▼減免対象者
災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財（自家用車は除く）が10分の2以上の損害を受けている方（ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。）、災害のあった日以降の災害を受けた日以後に納期限の到来するもの

固定資産税・ 都市計画税の減免

▼減免対象者
災証明書の交付を受けた方で、建物被害の程度が「床上浸水・半壊」以上と判定された家屋の納税義務者または、り災証明書の交付を受けている方（ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。）

②災害により、著しく価値を減じた固定資産を所有する者（固定資産税・都市計画税の減免）

※①と②を比べ、最も大きくなる率を乗じて得た額を減免します。

災害を受けた日以後に納期限の到来するもの

固定資産課税台帳に登録のある土地、家屋、償却資産（被害を受けた資産に限る。）

減免の対象額

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が来るもの

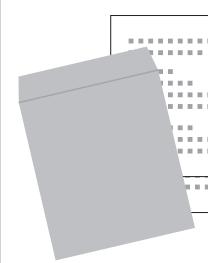
申請手続き
家庭の損害での減免の対象者には手続きのご案内および申請書を送付します。（①の対象者のみ）

減免の対象額

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が来るもの

申請手続き
申請時に聞き取りが必要です

▼問い合わせ先
82-4111
(内線126-127)



国民健康保険税の減免

①り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財（自家用車は除く）が10分の2以上の損害を受けている方（ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。）

②災害により、著しく価値を減じた固定資産を所有する者（固定資産税・都市計画税の減免）

※①と②を比べ、最も大きくなる率を乗じて得た額を減免します。

災害を受けた日以後に納期限の到来するもの

固定資産課税台帳に登録のある土地、家屋、償却資産（被害を受けた資産に限る。）

減免の対象額

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が来るもの

申請手続き
申請時に聞き取りが必要です

▼問い合わせ先
82-4111
(内線128-129-130)

後期高齢者医療保険料の減免

所有する家屋が被災し、り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、床上浸水以上と判定された被保険者については、後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

※減免判定対象者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は減免の対象になります。

▼減免の対象者
①り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財（自家用車は除く）が10分の2以上の損害を受けている方（ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。）

②災害により、著しく価値を減じた固定資産を所有する者（固定資産税・都市計画税の減免）

※①と②を比べ、最も大きくなる率を乗じて得た額を減免します。

災害を受けた日以後に納期限の到来するもの

固定資産課税台帳に登録のある土地、家屋、償却資産（被害を受けた資産に限る。）

減免の対象額

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が来るもの

申請手続き
申請時に聞き取りが必要です

▼問い合わせ先
82-4111
(内線131-134)

すので、税務課窓口で減免申請の手続きをお願いします。
持参するもの
印鑑、身分証明書、り災証明書、り災証明書の交付がない場合は被害状況が分かるもの（写真等）、課税明細書

介護保険料の減免

▼問い合わせ先
82-4111
(内線131-134)

以上的の損害を受けている車は所有する家財（自家用車は除く）が10分の2以上により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方。車は所有する家財で減免申請を受けた日以後に納期限が来るもの（写真等）、課税明細書

